

## タクシーによるもりやまグルメ配送事業について

### 1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症により、多大な影響を受けている、市内飲食店および市内タクシー事業者を支援するため、テイクアウト品を取り扱う飲食店から利用者宅までの宅配料の一部または全額を助成し、市内飲食店およびタクシー事業者の事業継続や雇用維持、市内経済活性化の促進を図る。

### 2. 補助対象者

市内に営業所を有するタクシー事業者のうち、道路運送法第 78 条第 3 項の有償貨物運送の特例許可を受けた事業者（守山タクシー、近江タクシー）

### 3. 配送料金

①料理代金 3,000 円以上 5,000 円未満の場合

⇒配送料 タクシーメーターの 1/2 を助成 利用者の費用負担上限 1,500 円

②料理代金 5,000 円以上 10,000 円未満の場合

⇒配送料 タクシーメーターの 2/3 を助成 利用者の費用負担上限 1,000 円

③料理代金 10,000 円以上の場合

⇒配送料 無料

※3,000 円を超えるメーター料金については、タクシー事業者が負担するものとする。

### 4. 利用期間

令和 2 年 8 月 1 日から 令和 2 年 9 月 30 日まで

※タクシーの貨物有償運送に関する特例期間

### 5. 利用時間

午前 10 時から午後 8 時まで

※飲食店への注文は、当日午後 7 時まで

### 6. 飲食店参加条件

守山市内に店舗を有すること。

中小企業者または小規模事業所（個人事業主含む）であること。

保健所から、飲食店営業許可を受けており、かつ「仕出し屋」、「弁当屋」、「惣菜屋」のいずれかの業種種目の食品営業許可を得ていること。

PL 保険に加入していること。

商工会議所の飲食店応援ブログ「あきんどモリカツ」への登録を推奨しています。